

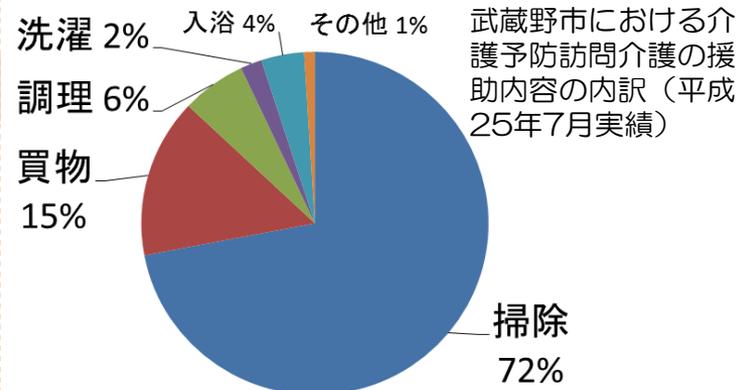
## 介護予防・日常生活支援総合事業において 「武蔵野市認定ヘルパー」制度

を創設、実施（平成27年10月～）

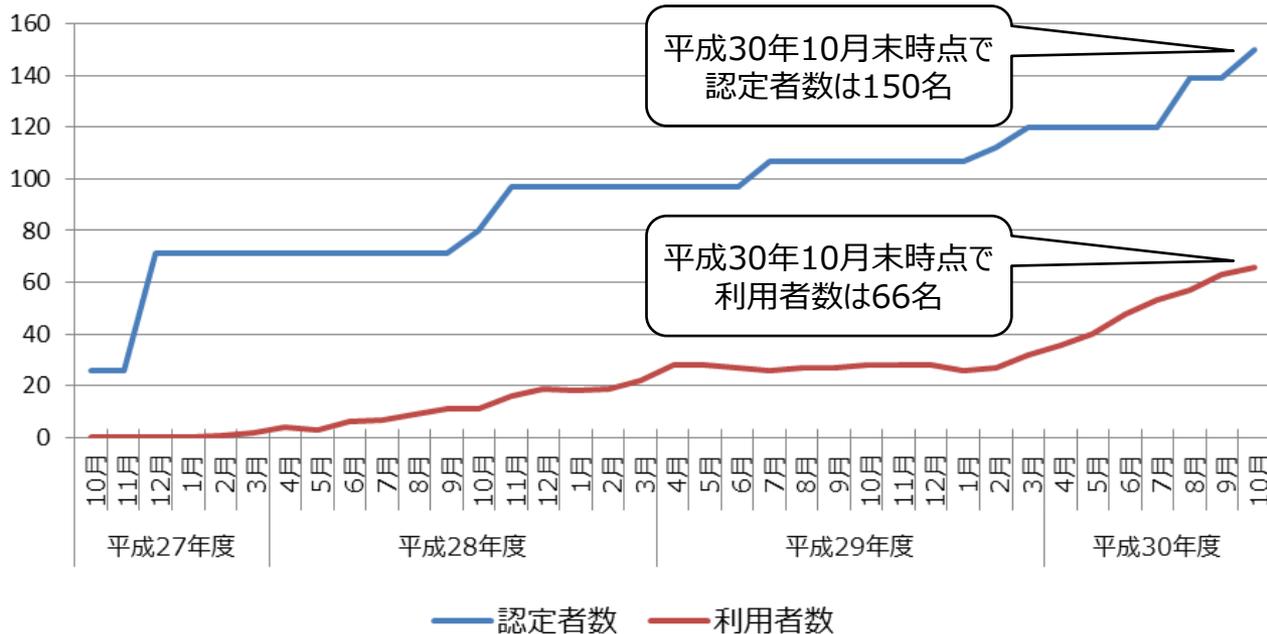
- 武蔵野市独自の研修（18時間＋実習）を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」として認定。
- ヘルパーの資格を持たない市民でも「武蔵野市認定ヘルパー」として総合事業において家事援助サービスの提供が可能。（福祉公社、シルバー人材センター、NPO等に所属し、「仕事として」サービスに従事。）
- 「まちぐるみの支え合い」「軽度者に対するサービスの人材確保」「支援の質の担保」を同時に実現。

## 総合事業実施前の状況

要支援の訪問介護の9割以上が「家事援助」→ 幅広い担い手による提供が可能



## 認定ヘルパーの認定者数・利用者数の推移



## 訪問型サービス（総合事業）における 認定ヘルパーの利用割合 （平成30年10月審査分）

